

# 火力発電所に係る 「鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正案」 について御意見をお寄せください。



今般、脱炭素社会の実現に向け再生可能エネルギーの導入が進められるなかで、バイオマス発電所の設置・稼働に伴う大気汚染、騒音等による周辺環境への影響が懸念される事例が発生しています。これを受け、バイオマス発電所等の火力発電所設置に係る事業について、環境影響評価の対象範囲を拡大するため、対象となる事業の規模を定めた鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正を検討しています。ついでには火力発電所の規模要件の見直し案(条例施行規則の改正案)について、県民の皆様からの御意見を募集いたします。

## <環境影響評価(環境アセスメント)制度とは>

大規模な開発事業の計画段階において、事業者自らがその事業による環境影響についてあらかじめ調査・予測・評価するとともに、その結果を公表し、一般住民や地方公共団体等からの意見を踏まえて、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくための制度です(許認可制度ではありません)。

法においては、規模が大きく環境影響の程度が著しい事業を対象とし、条例においては法対象以外であっても、ある程度の環境影響が想定される事業種や小規模の事業を対象にしています。対象事業を実施しようとする事業者は、概ね数年かけて調査・予測・評価を行うこととなります。

現状においても火力発電所は条例の対象事業ですが、手続きの対象となる事業の規模について、現在の発電出力による要件に加えて、排出ガス量による要件の追加を検討しています。



図：環境アセスメント制度のあらまし(環境省)より

## 【鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正案の概要の入手方法】

・県庁環境立県推進課のウェブページからダウンロードできるほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場でも閲覧できます。

ホームページアドレス <https://www.pref.tottori.lg.jp/315520.htm>

・郵送を希望される方は、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。



## 【応募方法】

・電子メール、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)及び市町村役場窓口のいずれでも応募できます。

・提出される様式は自由ですが、このチラシも御利用になれます。

## 【結果の公表】

いただいた御意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

## 【応募・問い合わせ先】

鳥取県 生活環境部 環境立県推進課

郵送：〒680-8570 ※所在地の記載は不要です

電話：0857-26-7876 ファクシミリ：0857-26-8194

電子メール：kankyourikken@pref.tottori.lg.jp

意見募集 令和6年1月29日(月)まで

火力発電所に係る

# 「鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正案」

についてご意見をお寄せください。

《応募先》 鳥取県庁 生活環境部環境立県推進課

〒680-8570(所在地記載不要)

ファクシミリ:0857-26-8194 電子メール:kankyurikken@pref.tottori.lg.jp

御意見記載欄

御意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記にも御記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県 市・郡 町(以下、不要)
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代 <input type="checkbox"/> 80歳代以上
区分	<input type="checkbox"/> 電気事業関係者 <input type="checkbox"/> 行政関係者 <input type="checkbox"/> その他